

令和2年度指導監査対象[社会福祉法人]

実施数 5法人

指摘件数 25件

【指摘の内訳】

□評議員・評議員会に関すること 8件

(主な内容)

評議員選任・解任委員の就任承諾書が確認できない。

評議員会の開催にあたっては理事会の決議が必要となるが議事録に記載がない。

□理事に関すること 5件

(主な内容)

理事長の職務執行状況の報告が行われていない。定款の規定に基づき、報告を行い議事録に記載すること。

理事会の招集について理事長が理事会 1 週間前までに各理事及び各監事に対して通知していない。期日内に通知を行うこと。

理事会の決議の省略について理事全員の同意書が提出されていない。理事全員に書面又は電磁的記録により同意の意思表示を受けること。

理事長の報酬額について理事会、評議員会の議事録に記載がない。理事会で検討の上、評議員の承認を得るとともに各議事録に当内容を記載すること。

□監事に関すること 1件

(主な内容)

理事会に監事2名全員が欠席している。理事や理事会の職務執行に対する牽制を及ぼす観点から重要であるため、監事が出席できるよう日程調整を行うこと。

□会計管理に関すること 10件

(主な内容)

予算と決算が乖離していることから、必要に応じて補正予算を編成すること。

積立金の計上が理事会の決議に基づいて行われていないため、理事会の議案として計上するとともに議事録に記載すること。

減価償却が行われていない有形固定資産があるため適切に減価償却を行うこと。

注記事項に記載すべき項目については、該当がない場合でも「該当なし」と記載する必要がある項目もあることから、法令に基づき作成すること。

□資産管理に関すること 1件

(主な内容)

借地において保存されている契約書の借地料と支払額に相違がある。契約内容の確認及び支払額の内訳を把握すること。